～文教のまち西原～

広報 にしはら

2012 No.484 6

“梅の香りうた遊び大会”第10回記念大会が開催

（関連記事 11 ページ）

町の世帯・人口 平成24年4月30日現在

人口	男	17,449 人
	女	17,364 人
	計	34,813 人
世帯数		13,235 世帯

今月のトピックス

■ まちの財政事情（平成 23 年度下半期）･･･ 2
■ 町県民税納税通知の送付について ･･････ 4
■ 6 月は環境月間です･･････････････････ 6
■ 外国人登録制度の変更について ････････ 9
■ 平成 23 年度の国民年金保険料免除 ････12
■ 平成 24 年度 児童手当現況届の提出について･･･13
■ 20 代 30 代健診会場変更のお知らせ ･･････････14
■ あがりティーダウォーキング
ナイトウォーキングがスタート･･････････････14
■ 西原町民の健診結果･･････････････････････15

平成24年度西原町平和月間

6月1日～6月30日

今年度から６月を「平和月間」と定めています。平和事業の重点的施策推進（西原町平和条例）と相互の関連性を持たせ、住民、地域、学校、大学、企業、行政及び関係団体が一体となって事業を推進することを目的として、下記のとおりさまざまな事業が展開されます。

西原町 ～未来へつなぐ平和への想い～ 入場無料

平和音楽祭2012

司会：幸田悟

東渕 剛

日　時：**6月23日**（土）午後６時
場　所：西原町運動公園　交流広場
（※雨天時は中止となります）
主　催：西原町

ＮＰＯ法人手話ダンス
YOU&I沖縄・うりずん、林美伶

西原小学校音楽部

西原高校マーチングバンド部

西原町立児童館
「さわふじの木の下で」

ユキヒロ

海勢頭豊

お問い合わせ　総務部企画財政課　☎945-4533

平和講演会&資料展

入場無料

平和講演会

日　時：６月２４日(日)午後2時～4時
場　所：西原町立図書館２階　集会室
講　師：上原明子氏(沖縄キリスト教短期大学教授)
タイトル：「平和への対話をしでぃる(生み出す)」

紙しばい「白旗をかかげて」

事業名	開催日時	開催場所	備　考
資料展	６月１５日(金)～６月３０日(土)	西原町立図書館	慰霊の日関連の本の展示及び貸し出し
紙しばい	６月１６日(土)午前11時	西原町立図書館	「原爆の子」、「おばあさんの声」、「白旗をかかげて」
上映会	６月１７日(日)午前11時	西原町立図書館	「おかあさんの木」

お問い合わせ　町立図書館　☎944-4996

戦争遺品展、戦跡地写真集

「西原の沖縄戦」"20歳の体験 戦跡ガマの遺品からみえてくるもの"

入場無料

日　時：５月２８日(月)～６月２９日(金)
場　所：西原町立中央公民館　展示室、研修室

※幸地陣地壕から出土したラッパ
（多数展示あり）

事業名	開催日時	開催場所	備　考
平和講演会、映画上映	６月１６日(土)午後2時	町中央公民館	1フィート映画上映会(ドキュメント沖縄戦)
町内戦跡講座	6月27日(水)～7月25日(水)	町中央公民館	西原町内戦跡

お問い合わせ　町中央公民館　☎945-3657

編集･発行/西原町役場　西原町字嘉手苅112番地　☎ 098(945)5011　印刷 丸正印刷株式会社

まちの財政事情

（平成２３年度下半期）

平成 24 年 3 月 31 日現在のまちの財政事情を公表します。
なお、詳しい財政事情は、町のホームページからご覧になれます。
〔トップページ（左側・西原町役場のご案内）〉財政〉平成 23 年度〉平成 23 年度財政事情書（下半期）〕

■各会計の予算執行状況

予算額に対する収入済額の比率です。　予算額に対する支出済額の比率です。

会計名		予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計		107億1,647万円	95億231万円	88.7%	98億2,331万円	91.7%
国民健康保険特別会計		50億9,866万円	34億9,322万円	68.5%	46億8,377万円	91.9%
土地区画整理事業特別会計		7億8,495万円	3億3,812万円	43.1%	2億89万円	25.6%
公共下水道事業特別会計		7億2,647万円	4億7,342万円	65.2%	6億9,001万円	95.0%
介護保険特別会計		16億3,160万円	15億7,626万円	96.6%	14億5,143万円	89.0%
後期高齢者医療特別会計		1億7,404万円	1億7,474万円	100.4%	1億5,931万円	91.5%
水道事業	収益的収入	8億6,695万円	8億8,041万円	101.6%		
	収益的支出	8億3,359万円			8億1,464万円	97.7%
	資本的収入	2,190万円	1,095万円	50.0%		
	資本的支出	1億3,309万円			1億1,698万円	87.9%

最終的な決算は5月末です。

■町の借金残高の状況

（各年度3月31日現在）

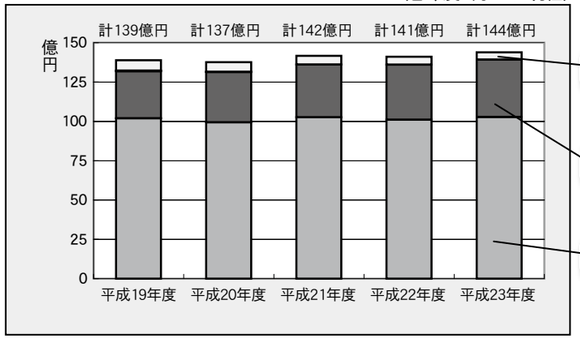

借金残高を人口34,738人（H24.3.31現在）で割って算出

町民一人当たり町の借金残高
414,121円
（うち一般会計分295,769円）

町民一人当たり納税額（町税）
63,970円

町民一人当たりの行政経費
308,494円

■町の財産の状況

（各年度3月31日現在）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前年度比
土地	489,701㎡	486,714㎡	486,714㎡	499,067㎡	498,966㎡	↗
建物	66,440㎡	66,533㎡	66,533㎡	66,533㎡	66,533㎡	→
基金	14億7,358万円	16億4,852万円	18億8,434万円	16億1,442万円	16億7,217万円	↘
債権	4億3,729万円	3億9,791万円	9億9,654万円	9億5,216万円	8億5,745万円	↘
有価証券	2,171万円	2,171万円	2,171万円	2,171万円	2,171万円	→
出資等による権利	1億5,589万円	1億5,680万円	1億5,703万円	1億5,716万円	1億5,776万円	↗
車両	47台	50台	42台	44台	48台	↗

お問い合わせ　総務部企画財政課　財政係　TEL 945-4533　FAX 946-6086

監査委員からの定期監査報告書（要旨）

西原町監査委員　諸見里　利秀
城間　義光

平成 23 年 11 月 7 日から平成 23 年 11 月 15 日の間、平成 23 年度の財務に関する事務の執行や財政援助団体への補助金交付手続きが規定どおり行われているかを主眼として、定期監査を実施しました。

監査の結果、概ね適正に執行されていましたが、さとうきび振興事業、財政援助団体の西原町婦人連合会及び西原町人材育成会への指導・管理について、意見を記述します。

西原町婦人連合会

町婦人連合会は、平成 23 年 5 月 27 日に補助金交付申請を提出しているが、9 月 30 日に休会届を婦人連合会会長が各方面へ送付し、この文書で役員総辞職の報告がされている。この間の経緯から、今年度においては町婦人連合会が総会及び役員会を開催できる組織状態でなかった、と判断せざるを得ない。

さて、財政援助団体がこのような状況に陥った場合、町としてはどう対応すればいいのか。町の公金を支出していることをしっかり認識すべきである。担当課ではもっと早めに関わり、手続きを踏むよう指導すべきであったと思う。残った現金の処理や事務手続きなどの残務処理をどうするのか。今後の処理事項や検討事項など抽出して対応することを望む。

西原町人材育成会

補助金交付の手続きは適正であるが、貸付金の滞納額が 27,995,787 円（平成 23 年 3 月 31 日）、滞納者数 49 名となっている。学資貸与制度で多額の滞納額が発生し、放置することはこの制度の趣旨に反すること、また、この制度そのものの維持に影響が出ると思われる。連帯保証人への連絡など早めに滞納者への折衝を行うことを要望する。

さとうきび新植更新補助金の一部執行

主な原因は担当課の事務処理にあるが、「さとうきび古株更新に関すること」は自治会への委託事項であり、担当課は、委託事務を期限までに実施するよう自治会長に指導すべきである。

一部の自治会長からこの申請書の提出が期限までにされていないことも予算執行が遅れている要因になっている。

また「広報にしはら」等を通じて農家に対して、当該補助金制度の周知徹底を図るなど、補助金の農家への速やかな交付に向けての努力をお願いしたい。

［詳しくは、ホームページをご覧ください。］

お問い合わせ　西原町監査事務局　☎945-5122

米軍基地航空機騒音について

西原町は普天間基地の所在する宜野湾市と隣接しており、本町においても航空機の騒音被害が確認されています。

そこで、航空機騒音問題の解決に向けた取組みのひとつとして、町民のみなさんから寄せられる騒音被害に対する苦情やご意見などを個々に記録しています。

国や米軍に対する要請等を行う際には、地元町民の声としてその内容や件数を伝え、航空機騒音の早期解消を強く求める根拠として、有効に活用していきます。

苦情やご意見等ありましたら総務部企画財政課までご連絡ください。

また、平成 23 度に沖縄県が実施した「米軍基地航空機騒音実態調査」を本町でも実施しました。結果については、後日沖縄県より公表される予定です。

お問い合わせ　総務部 企画財政課　☎945-4533

町県民税納税通知の送付について

町県民税の納付が６月から始まります。
平成２１年度より公的年金からの特別徴収（年金天引き）がスタートしました。今回は年齢別によるお支払いパターンと、町県民税の課税方法についてお知らせします。

65歳未満の方

○65歳未満で公的年金等所得がある給与所得者の方へ（町県民税の給与からの引き落としについて）

平成22年度税制改正により納付方法の見直しが行われ、**65歳未満で公的年金等所得にかかる所得があり、給与から町県民税を引き落としされている方については、年金等所得分の町県民税も合算して給与から引き落としすることになりました。** これにともない、確定申告において「自分で納付（普通徴収）」を選択していない方は、すべて給与から引き落とし（特別徴収）になりますので、ご了承ください。

65歳以上の方

○65歳以上で公的年金等所得がある方へ（平成24年度の介護保険料が年金から引き落としされる方）

（例）町県民税の年税額が６万円（年金所得のみ）の場合

●これまでの納め方

納付書で納める（普通徴収）				
月	6月	8月	10月	1月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていました。

●平成24年度の納め方

納付書で納める（普通徴収）			年金からの引き落とし（特別徴収）		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

６月と８月は年税額の１／４ずつをこれまでどおり納付書等で納めていただきます。10月・12月・２月は年税額の1/6ずつを年金から天引きします。

○65歳以上で公的年金等所得がある方へ（平成23年度後半より年金特徴対象者の方）

（例）町県民税の年税額が６万円（年金所得のみ）の場合

●平成23年度の納め方

納付書で納める（普通徴収）			年金からの引き落とし（特別徴収）		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

６月と８月は年税額の１／４ずつを納付書等で納めていただき、10月・12月・２月は年税額の1/6ずつを年金から天引きしました。

●平成24年度の納め方

年金からの引き落とし（特別徴収）						
月	仮徴収（前半）			本徴収（後半）		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			23年度の年税額の残りの1/3ずつ		

４・６・８月は、前年度の２月の税額と同額を仮徴収します。
10月・12月・２月は、年税額から４月・６月・８月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

○町県民税の課税計算方法

町県民税は、個人に広く均等に負担していただく均等割と、その方の所得に応じて負担していただく所得割を合計して課税されます。

均等割	非課税の方を除いて一律に　町民税3,000円　県民税1,000円が課税されます。
所得割	前年（１月～12月）中の所得金額の合計額から所得控除額を差し引いた額に税率をかけて、算出します。 所得割額　＝　｛（①所得金額（課税所得金）　－　②所得控除額）　×　③税率｝　－　④税額控除等

①所得金額
一般に収入金額から必要経費を差し引いて算定します。
給与所得や公的年金等の場合は、地方税法で定められた給与所得控除額、公的年金等控除額を差し引いて算定します。

②所得控除額
社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除、損害保険料控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除等があります。（控除額の詳細は、納税通知書をご覧ください。）

③税率

町民税	県民税
６％	４％

④税額控除
配当控除、調整控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等があります。（控除額の詳細は、納税通知書をご覧ください。）

○町県民税が課税される方

①平成24年１月１日現在、西原町に住所を有する方
②平成24年１月１日現在、西原町に事務所・事業所等を有する個人で、町内に住所を有しない方については、均等割のみ課税されます。

○町県民税が非課税のケース

均等割も所得割も課されない非課税の方は下記に該当する方です。
１．生活保護法によって生活扶助を受けている方
２．障害者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下
３．前年中の所得金額が　280,000円×（扶養人数＋１人）＋168,000円以下の方（被扶養者がいない場合は28万円以下）

※所得28万円は、給与収入に換算すると93万円になります。

お問い合わせ　総務部税務課　町県民税係　☎945－4729

町・県民税（１期分）は7月2日（月）が納期限です

平成24年度 町・県民税 １期分の納期限は、7月2日（月）となっています。町税の納付は口座振替を利用すると便利です。みんなで納めて豊かな西原町を築きましょう。

- 町・県民税は、前年の所得に対して課税される税です。
- 延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つためのペナルティーです。
- 滞納が続きますと、預金差押等滞納処分を行う場合があります。

※ 当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成 24 年度各町税目の納期

税目＼納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税	7月2日	8月31日	10月31日	平成25年1月31日
固定資産税	~~5月31日~~	7月31日	12月25日	平成25年2月28日
軽自動車税	~~5月31日~~			

【お問い合わせ】総務部税務課　徴収・収納係　☎945－4729

平成 24 年度西原町行政懇談会を開催します。意見・要望等をお寄せください。

西原町ではこのたび、町政運営や町の課題について町民からの意見・要望・提言等を聞き、今後に活かすこと、町民が主体の「協働参画のまちづくり」を推進することを目的に「平成24年度行政懇談会」を開催します。そこで、町政運営に対する意見・要望等を事前に募集します。できるだけ多くの分野について懇談するためにも、提出される意見等は施策的なものとし、個別の案件にならないようにご配慮ください。

（例）

施策的なもの	西原町まちづくり基本条例について・男女協働参画について・保育行政について・防災について・教育について・文化財について・産業振興についてなど、まちづくりに関わること
個別の案件	○○の道路の修繕・○○の排水の改善・○○の施設の管理など、個別で具体的なこと

※「平成24年度行政懇談会」は、7月下旬ごろ開催する予定です。
【記入方法】意見・要望事項に加え行政区名（必須）、氏名を記入してください。様式は任意です。
【提出方法】直接持参・郵送・ＦＡＸ・メール
【提出期限】6月29日（金）
【提出先・お問い合わせ】総務部企画財政課　広報広聴係 TEL 945-4533(内213) FAX 946-6086 メールkouhou@town.nishihara.okinawa.jp

６月は環境月間です！

６月は、６月５日の「環境の日」を中心とする「環境月間」となっています。
そこで今回は、身近な環境に関する情報の提供と環境活動の紹介をします。

不法投棄および廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、５年以下の懲役又は1000万円以下の罰金です！

近年の廃棄物は、その量のみならず質的にも処理・処分の困難なものが急増しています。このような状況を背景として、都市近郊である西原町では、**ごみの不法投棄・不法焼却**が増えており、これらを防止するため、町内パトロールなどを行っています。

不法投棄の予防策（例）

１　こまめに草を刈り、常に見通しのきくきれいな状態にしておく。
２　柵をする、土のうを積む、入口に鍵・鎖を設けるなど、侵入されにくい環境を作る。
３　定期的に見回りするなど、常に土地の状況を把握しておく。

自分の土地（財産）を守るのは所有者自身です。

野外焼却（野焼き）の禁止について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物の野外焼却（家庭での焼却を含む）いわゆる野焼きは（一部特例を除き）禁止されており、野焼きをすると法律で罰せられます。
注：地面に穴を掘っての焼却 ×、ドラム缶焼却 ×、ブロック積み焼却 ×
これらは野焼きと同じです。付近住民の方への迷惑行為にあたり、有害物質発生の原因にもなりますので、野外焼却（野焼き）はやめましょう。
※ 農業、林業、漁業を営むためのやむを得ない焼却行為については、例外として認められていますが、**都市化が進み、焼却行為が発生するとすぐに苦情が来る現状**を踏まえ、本町においては農家のみなさんは**可能な限り**焼却しないように**ご協力をお願いします。**

【参考】
● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の２第３号（第１号～第２号は省略）
何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。
三　公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの
● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（政令）第 14 条第４号（第１号～３号および第５号は省略）
四　農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

お問い合わせ／西原町役場
●総務部町民生活課 ☎945-5018　●建設部産業課（農地）☎945-4540　●建設部土木課（道路・河川）☎945-4415

国際標準規格　ISO9001：2008 認証取得　預かり金保証制度（国庫補助事業）加入会社
Since1981　沖縄県知事免許（9）第0928号
あなたのホームプランナー
南新物産
地域の不動産業で30年
不動産管理･賃貸仲介･売買仲介･有効活用相談
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。

ナンちゃん®
南風原本店　〒901-1104　沖縄県南風原町宮平641番地の7
TEL:098-889-4007　FAX:098-889-4033　http://www.nanchan.co.jp　E-mail　hae@nanchan.co.jp

マリンタウンをキレイにしよう

ちゅら島清掃活動

連日賑わいをみせているマリンタウン地域の清掃活動を行います。
平成 14 年度からマリンタウン海岸線防波堤周辺や環境美化促進モデル地区の一斉清掃を実施しています。今年も４月 22 日には西原マリンパーク内のきらきらビーチが海びらきをしており、今後、町内外から多数の方が訪れることが見込まれます。たくさんの人をキレイな西原町で迎えるためにも、マリンタウンあがりティーダ公園、付近の海岸及び道路の清掃作業に参加しましょう。

■日　　時　６月９日（土）9:30 ～ 11:30
■集合場所　あがりティーダ公園
■活動内容　マリンタウンあがりティーダ公園、付近の海岸及び道路の清掃・ごみ拾い等
※ごみ袋及び飲み物等は、総務部町民生活課で準備します。
※雨天及び雷注意報が発令された場合は、中止となります。

お問い合わせ　総務部町民生活課　環境保全係　☎945-5018

狂犬病予防注射のお知らせ

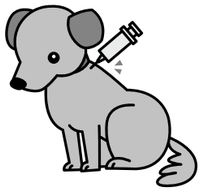

４月から計３回に分けて実施してきました平成２４年度狂犬病予防集合注射は、残すところ下記の実施分で最後となります。愛犬家のみなさんで愛犬にまだ狂犬病の予防注射を受けさせていない方は、この機会にぜひ受けてください。また、最近犬を飼い始めてまだ登録をされていない方は、狂犬病の注射と一緒に登録も受付けますので、併せてお手続きください。
登録と狂犬病予防注射は、飼主の義務です。大事な家族の一員である愛犬の健康と生命を守るためにも、きちんと登録し、狂犬病予防注射を受けさせましょう。

年　月　日	場　　所	受　付　時　間
６月17日（日）	西原町中央公民館駐車場	9時～12時／13時～16時 （12時～13時は、昼休みのため受付けません。）

料　金	・予防注射　　**3,000**円（注射済票のみの方は**550**円）
	・新規登録　　**3,000**円（鑑札票再交付の方は**1,600**円）
注　意 事　項	① 登録している方は予防注射のみの料金となります。また、平成**24**年**4**月**1**日以降にすでに予防注射を受けている場合は、注射済票のみの料金となります。
	② 注射会場へは、送付されたハガキをご持参ください。
	③ おつりのないようにご協力お願いします。

お問い合わせ　総務部町民生活課　環境保全係　☎945-5018

西原町指定給水装置工事事業者　水まわりの非常事態には
㈲ゆいまーる水道

年中無休　見積無料　0120-049-939

西原町に住む外国人のみなさんへ
To all foreign nationals living in Nishihara

2012年７月９日より外国人登録法が廃止され、外国人住民にも日本人と同様に「住民基本台帳法」が適用されます。これにより外国人住民にも「住民票」が作成され、外国人と日本人で構成する世帯については世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行できるようになります。

This revision enables municipalities to have a better grasp of the members of multinational households (family composed of Japanese and non-Japanese individuals), compared with the current two-tier system that list Japanese members and non-Japanese members of the same family in two separate registrations (Basic Resident Registration and Alien Registration). Municipalities will also be able to issue certified copies of the residence record ("juminhyo") listing all members of such household.

その前段階として５月７日から順次、住民票に記載されることとなる内容について対象となる外国人のみなさんへ通知をして確認していただいています。誤り、記載漏れ、通知が届いていない等の疑問がある場合は総務部町民生活課の外国人登録窓口までご連絡ください。

Based on the same act, we hereby notify you of the information recorded on your provisional resident record. Please check these details carefully.

If you have any questions or find any errors in the information recorded on the provisional resident record, please contact the following person in charge of registration(if there are no errors, no action is necessary).

※ 2012年７月９日（施行日）までは、現在の外国人登録法に基づいた手続が必要です。特に「居住地」、「在留資格」、「在留期間」、「世帯主との続柄」は、変更申請漏れがないようご注意ください。正確な届出を行っていない場合、住民票が作成されないこともありますので手続はお早めにお願いいします!!

※Until the system comes into effect, please continue to follow normal procedures based on the existing Alien Registration Act. Please ensure that you notify your local government of especially important matters, including changes to your status of residence and period of stay and Address.

法改正についての詳細は下記のホームページをご覧ください。
総務省　《外国人住民に係る住民基本台帳制度について》　http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html
法務省　《新しい在留管理制度がスタート》　http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

お問い合わせ　総務部町民生活課　☎945-5012

災害時要援護者台帳に登録しましょう!

災害時の避難に不安のある方は、災害時要援護者台帳に登録をしましょう。

● 災害時要援護者台帳とは？

災害のときに自分の力だけでは避難等に不安のある方が、避難を支援していただく方と一緒に登録するもので、災害のときに活用します。

● 要援護者（対象者）とは？

① 身体障害手帳の交付を受けている方
② 療育手帳の交付を受けている方
③ 70 歳以上の高齢者のみの世帯の方
④ 介護保険の要介護認定を受けている方
⑤ 認知症高齢者

※ ①～⑤に該当しない方でも、避難することが困難、または不安がある方も、申請することで災害時要援護者として登録することができます。

登録には申込みが必要です。要援護者自身で申込むほか、家族からの申込みも可能です。（ただし、本人の同意と支援者が必要です。）

※　地域の民生委員は対象家庭を訪問し、情報の提供や申込みの案内を行っています。

※申し込み等で分からないことがありましたら、福祉部福祉課または地域の民生委員・自治会長にご相談ください。

西原町は、災害時に一人も見逃さない運動を展開します。

●申込み・お問い合わせ　　ＴＥＬ 945－5311
福祉部福祉課　社会福祉係　　ＦＡＸ 944－6551

貯水槽（水タンク）の管理について定期的に点検・清掃を！

6月1日から7日は水道週間！

◎受水槽や高置水槽の管理は、建物の管理者（所有者）の責任です！

貯水槽水道（受水槽や高置水槽のある建物）をお使いの場合、貯水槽以降の水質の管理は建物の所有者または管理者が行うことになっています。

安全でおいしい水道水を配水管からお届けしても、受水槽や高置水槽などの内部が不衛生では、安心して水道水を飲んでいただくことができません。管理が不適切なものが見受けられますので、十分な衛生管理をお願いします。

タンク容量 10㎥を超える ▶ **簡易専用水道**
水道法により清掃及び検査が義務付けられています。（下記管理基準参照）
検査、指導等は福祉保健所が行っているため、各種届出、報告が必要となります。

タンク容量 10㎥以下 ▶ **小規模貯水槽水道**
簡易専用水道に準じて管理するよう努めなければなりません。（西原町給水条例）
設置者と利用者が同一の戸建住宅（一般家庭）は、管理基準の対象外ですが適正な管理を心がけてください。

【管理基準】

1.（貯水槽の清掃）	2.（貯水槽の点検）	3.（水質検査の実施）	4.（給水停止及び利用者への周知）
１年以内ごとに１回、定期的に貯水槽（タンク）の清掃を行い、清掃時に水槽内の破損や劣化の点検を行いましょう。	有害物、汚水等に汚染されていないか、水槽内に異物の混入がないかなど、定期的に点検を行いましょう。	１年以内ごとに１回以上、定期的に水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に関する水質の検査を行いましょう。	供給する水が人の健康を害するおそれがあるとわかった時はただちに給水を停止し、その水を使用する事が危険であることを関係者に周知してください。

※貯水槽清掃業、同水質検査業の登録業者については南部福祉保健所（☎889-6799）又は上下水道課へお問い合わせください。

○第54回水道週間 平成24年度水道週間スローガン

「さあ今日も 水と元気が 蛇口から」

毎年６月１日から７日は「水道週間」です。水道利用者の理解と関心を深めるため、全国的に広報活動を中心としたさまざまな関連行事が催されます。本町でも下記行事を予定しています。

● 節水パレード　　６月１日午後２時（西原町管工事協同組合との共催。車両による広報パレード）
● 水道施設見学　　６月１日・７日・８日　（町立各小学校４年生を対象に西原浄水場等を施設見学案内）

「安全でおいしい水道水推進運動実施中！」

お問い合わせ　　建設部上下水道課　☎945-4934

株式会社　ふちかみ
沖縄支店　紙業部　〒901-0502　八重瀬町字大頓1302番地　TEL 998-9950

まちの話題

中央公民館の空に、こいのぼりが泳いだ －町社会福祉協議会こいのぼり掲揚式－

こどもの日を前にした4月25日、町中央公民館でこいのぼり掲揚式（町社会福祉協議会主催）が開催されました。掲揚式にはさざなみ、白百合、小川、さわふじ保育園と西原南幼稚園の園児が参加。町社会福祉協議会の新川善昭会長が「大空を泳ぐこいのぼりのように元気に成長できるように、みんなでこいのぼりを揚げましょう。」と園児に向けてあいさつしました。

式では「こいのぼり」を歌った後、代表の園児が掲揚に挑戦。空を泳ぐたくさんのこいのぼりの下で踊りを披露し、式を楽しみました。

今年もビーチでいっぱい思い出作ろう！ －西原きらきらビーチが海開き－

マリンレジャーシーズンの到来を告げる、西原きらきらビーチ海開きが、4月22日に西原マリンパークで開催されました。

初泳ぎを楽しもうと、たくさんの来場者が訪れましたが、この日はあいにくの雨模様。そんな中、中央管理棟では海開きのセレモニーが行われました。セレモニーでは、西原小学校の音楽部が最近のヒット曲など3曲を演奏しました。また、棚原弥勒太鼓が本格的なビーチシーズンを思わせる華やかな創作エイサーの演舞を披露し、来場者を楽しませました。

小波津区の農家がさとうきびの生産を学ぶ

西原町で最大のさとうきび生産を誇る小波津自治会は、さとうきびの生産技術向上を図るため、小波津区農業視察研修を4月20日に開催しました。研修には同区の農家20名が参加。独立行政法人種苗管理センター（東村）を訪問し、さとうきびの新品種や病害虫の防除、栽培管理などについて学びました。

参加者は「学んだことを参考に、新品種の導入や株出管理、苗の確保と病害虫防除の徹底をし、さとうきび増産につなげたい。」と語りました。

保育園の定数拡大に向け、さくらんぼ保育園が増改築工事

さくらんぼ保育園（立津佳忠園長）増改築工事の起工式が、4月26日に字翁長の建設予定地で行われました。この増改築工事は「安心子ども基金」の補助を受けて事業実施されるもので、新園舎が完成すると定員数が90名から120名に増員され、待機児童の解消が期待されます。工事は今年度中の完成を目指しており、平成25年度には新園舎での受入れを予定しています。

起工式にあたり、さくらんぼ保育園を運営する社会福祉法人報徳福祉会の立津源徳理事長は「新園舎に向けて関係者のご尽力を受け、子どもたちの人間形成にとって大切な時期を預かる立場として、身が引き締まる思い。」と抱負を語りました。また上間明町長は「保育園のニーズが高まる中、待機児童解消は重要な行政課題。増改築に伴う定員数拡大は、本町の保育行政にとって大きな前進だ。」と喜びを述べました。

若者の支援を目指し、チャリティー展示即売会を開催

町内の意欲ある若者を支援しているNPO法人西原町人つくり支援の会が、支援のための財源確保を図るため「第15回チャリティー展示即売会」を4月20日から3日間、サンエー西原シティで開催しました。同会は即売会の売上のほか、会員の会費や寄附などを財源として、町内小中学校への図書の寄附、海外留学支援、大学の奨学金、県外派遣の助成金などを通じて若者を支援する人材育成支援事業に取組んでいます。

即売会の開催にあたって新川武雄理事長が「これからも若者の支援を継続するため、例年以上に即売会を盛り上げよう。」と意気込みを語りました。展示会には陶芸、書道、絵画、手工芸品や写真など約300点が並び、多くの買い物客が作品を買い求めました。

「梅の香りうた遊び大会」第10回記念大会が盛大に開催

字小那覇出身の作曲家、新川嘉徳を偲び、代表作「梅の香り」を地域文化遺産として保存継承・発展させ、後世に語り継ぐことを目的に「第10回梅の香りうた遊び大会」（「梅の香り」歌碑建立記念事業委員会・小那覇自治会主催）が、4月28日に小那覇児童公園で開催されました。

10回目の記念大会となる今回は、大会最年少の出場者で7歳の玉城茂大くん（南城市）をはじめ、町内外から15組が出場。同公園に建立されている「梅の香り」の歌碑の前で練習の成果を披露しました。会場にはたくさんの来場者が訪れ、春の夜風に乗せた出場者の歌声に耳を傾けていました。

今大会の大賞には幸地和秋さん（宜野湾市）が受賞しました。そのほかの各受賞者は次のとおりです。（敬称略）

【優秀賞】稲福舞（与那原町）・名嘉愛理（八重瀬町）【奨励賞】伊佐エリオット幸江（北谷町）【特別賞】大場恵美子（那覇市）

▲ 大賞を受賞した幸地和秋さん

平成24年度コミュニティ助成事業は西原ハイツ自治会に助成決定

宝くじ普及広報事業の「平成24年度コミュニティ助成事業」の助成団体に西原ハイツ自治会が決定され、4月13日に山里勝也自治会長に対し決定通知が渡されました。

同自治会は助成を活用して、屋外の放送設備の整備を計画しており、助成決定にあたって山里会長は「放送設備が老朽化し、行事などでは保育園や学校から借用していた。これをきっかけに、一層コミュニティ活動を活発にしたい。」と喜びを語りました。上間明町長は「西原ハイツは住民同士がよいコミュニティを形成している。さらなる発展を期待したい。」と激励しました。

「笑って子育てを楽しもう♪」子育て支援の一環でDVDを作成

これから子育てをはじめる夫婦が気軽に子育てについて学んでほしいと、西原町が（有）FECオフィス及びお父Ring沖縄と共同で「爆笑うちなー子育てDVD」を製作し、4月24日に完成記者会見を行いました。

製作されたDVDは、2月に開催された「爆笑うちなー子育て　笑う子育て講演会」を収録、編集したものです。子育てでありがちな夫婦間のトラブルを漫才仕立てにしたお笑いライブと、専門家が子育てについてアドバイスしている解説トークの構成になっています。完成にあたり上間明町長は「少子化の中、家庭内では妻と夫が協力して育児に取組む意識付けが重要。夫婦で仲良く楽しく子育てする参考になれば。」とDVDをアピールしました。また、（有）FECオフィスの山城智二社長は「夫婦の悩みや問題をどう笑いのネタにするか、楽しく取組めた。たくさんの人に見てもらいたい。」とコメントしました。

製作したDVDは、第1子を授かった方を対象に福祉部福祉課で母子手帳と一緒に配布するほか、西原町公式動画サイト「さわふじチャンネル」で公開しています。

ロシアから行政関係者などが来町 地方自治の取組みについて視察

ロシアのモスクワにあるオジンツォフスキー地区の首長や地域開発の責任者などの訪問団9名が、西原町の行政運営について学ぶため5月８日に来町。上間明町長などと懇談しました。

今回の訪問は、沖縄県空手博物館（字上原）の館長も務める外間哲弘さんがロシアで空手の指導をしたことが縁となり実現したもの。訪問団は沖縄の行政や文化の取組みに関心を持っており、市町村単位での地方自治に触れるため、本町を訪れました。

懇談では本町の特徴をはじめ、税金の徴収方法や予算の組み方、活用方法、福祉・教育施策やゴミ問題など多岐にわたって質問がされ、上間町長の説明に熱心に耳を傾けました。

平成 24 年度 児童手当現況届の提出について

「子ども手当」は４月から「児童手当」になりました。手当を受けている方は、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するために「現況届」の提出が必要です。この届出の提出がないと、６月以降の手当の振込みができなくなりますので、必ず期限内に提出してください。

記

1. 受付日時：６月12日（火）～６月20日（水）　９：00～11：30　13：30～16：30　（ただし土日を除く）
2. 受付場所：西原町役場　第５庁舎会議室
3. 持参するもの：
   - 現況届通知書
   - 受給者の印鑑（シャチハタ印では受付できません）
   - 厚生年金等加入の方は、『受給者（保護者）の保険証の写し』
4. その他：

・養育している１８歳未満の児童が町外に住んでいる場合、その児童の住民票謄本。（本籍・続柄の記載があるもの）
・平成24年１月２日以降に西原町に転入した方（配偶者も含む）は、前市町村で発行された「平成24年度児童手当用所得証明書」。（配偶者が受給者の扶養に入っている場合、配偶者の分は不要。）
・必要に応じて提出の必要な書類がある場合があります。（外国人の方、配偶者が公務員の方等）

平成 24 年度児童手当現況届受付日程表

日　時	行政区名	日　時	行政区名
６月12日（火）	平園・兼久	６月18日（月）	幸地ハイツ・西原台団地 徳佐田・森川・千原・上原
６月13日（水）	掛保久・嘉手苅・西原ハイツ 小那覇・安室・県営西原団地	６月19日（火）	翁長・小橋川・内間 県営内間団地・坂田
６月14日（木）	県営幸地高層住宅・幸地 県営坂田高層住宅・棚原	６月20日（水）	与那城・美咲・我謝・東崎
６月15日（金）	桃原・池田・小波津団地 小波津・呉屋・津花波	※混雑を避けるため、できるだけ指定日にお越しください。	

【注意】 対象者へは個別通知していますが、まれに、通知書が届かないというお問い合わせがあります。　届出は必ず必要となりますので、受給者は窓口で手続きしてください。

６月８日は子ども手当、児童手当の振込日です！

6月8日は児童手当及び子ども手当の支給日となっています。通帳を記帳しご確認ください。また、振込先に指定した口座を解約した場合は、手当の振り込みができなくなりますので早めにご連絡ください。電話での支給状況の問い合わせについては、個人情報保護の観点からお答えできませんのでご了承ください。

★通帳へは下記のように記載されます。（記載例）

お問い合わせ　福祉部福祉課　子育て支援係　TEL：945-5311　FAX：944-6551

税務課からのお知らせ

■平成 24 年度住民税の主な変更点■ ～扶養控除の見直し～

子ども手当の創設及び高校の実質無償化に伴い、所得税及び住民税の年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分が廃止となりました。

対　象	所得税		住民税	
	廃止前	廃止後	廃止前	廃止後
年少扶養親族（0歳から15歳まで）に対する扶養控除の廃止	380,000円	0円	330,000円	0円
特定扶養親族（16歳から18歳まで）に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止	630,000円	380,000円	450,000円	330,000円

お問い合わせ　総務部税務課　町県民税係　☎945－4729

3町村広域 ファミリーサポートセンター 与那原 西原 中城

４月に発足した「与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター」は、たくさんのみなさんに支えられ、早いもので２か月が経ちました。
毎日、入会登録やサポートの依頼、センターへの問い合わせも増え、「地域で子育てゆいま～る」の精神で相互援助活動の輪が広がってきてます。
子育て中のお父さん、お母さん、いざという時のために“ファミサポ”への登録をお勧めします！

アドバイザー ３名　おねがい会員 238名　サポート会員 76名　両方会員 10名

第１回サポーター交流会を開催しました！

三町村の会員同士のつながりや親睦を深める事を目的に、初めての交流会を４月 28 日、西原町中央公民館で開催しました。
多忙な中にもかかわらず、21 名の会員と子ども３名が参加しました。
交流会では、和やかな雰囲気で一人ひとりの自己紹介からすすめられ、ある会員さんは「誰かのために何かしてあげたい」とサポートへの思いを語りました。また体験談の中では、援助活動を通しての悩みや「こんな時どうしたらいいの？」と疑問に思うことなどを話し合い、サポート会員が一生懸命活動していること改めて実感する場となりました。
今後、地域で子育ての輪、助け合いの和、育ち合いの環をモットーに、サポート活動の輪を広げていきたいと思います。

お問い合わせ　住所 与那原町東浜 78-5 ディアフラッツ東浜 101　TEL 988-1914　FAX 988-1924

平成 23 年度分の国民年金保険料の免除申請期間は７月末日まで！

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。
納付が困難だからといってそのままにせず、必ず福祉部福祉課の国民年金窓口か最寄りの年金事務所で手続きを行ってください。

Q：免除の期間は、どのように申請するの？
A：７月分から翌年６月分までを一年度として申請します。(学生納付特例制度の場合は４月分から翌年３月分まで)
Q：平成 23 年度（平成 23 年７月分から平成 24 年６月分まで）の免除の申請はいつまで？
A：7 月 31 日までです。
Q：平成 24 年度の免除申請 (平成 24 年７月分から平成 25 年６月分まで) は、いつから申請できるの？
A：平成 24 年７月から受付開始します。（平成 23 年の所得の確定が６月であるため）
Q：今年３月に大学を卒業し、３月までは学生納付特例制度を利用していました。現在、就職活動中です。何か手続きが必要ですか？
A：引き続き免除希望であれば、平成 24 年４月分から６月分の保険料の免除申請を 7 月 31 日までに行ってください。

お問い合わせ　福祉部福祉課　年金係　☎945-5311

赤十字の社資にご協力を！　～赤十字奉仕団出発式～

国境・宗教・人種を超えた幅広い人道的支援に取組む日本赤十字社の社資（活動資金）募集のため、西原町赤十字奉仕団（城間富子委員長）が５月の「赤十字社員増強運動」月間を前にした４月 26 日に、社資募集出発式を行いました。
東日本大震災の被災地での救護活動に使われた薬品や機材、物資、派遣費用などは、社資が大きな財源となっています。そのため今後も多くの協力が必要で、運動月間の期間中は各地域を担当する奉仕団員が募集を呼びかけました。
出発式で上間明町長は「博愛の心と支援の輪を広げて多くの社資が確保できることを願っています。」とあいさつしました。

6月17日(日)【20代30代健診】会場変更のお知らせ

20代30代健診(生活習慣病健診)の会場が変更になります。お間違えのないようご注意ください。よろしくお願いします。

中央公民館

↓

社会福祉センター
(中央公民館となり)

20代30代健診(生活習慣病健診)

■集団健診■

健 診 日 時：平成24年 6月 17日 (日)
受 付 時 間：8：00～10：00
健 診 場 所：社会福祉センター(中央公民館となり)
自己負担額：1,300円(町補助額 4,900円)

※４月に町役場から送付されたオレンジ色の受診券をお持ちください。

お問い合わせ　福祉部　健康推進課　☎ 945-4791

6月～10月はナイトウォーキング!!

あがりティーダウォーキングは今年から、６月～10月の実施日時を火曜日の夜にずらし、西原町民陸上競技場での開催となります。
仕事終わりや夕方の涼しい時間、一緒に汗を流しましょう！
ノルディックウォーキングも体験できますので、気軽にご参加ください。

実施日時・場所

■ ６～10月
日時：毎月第２火曜日、午後７時～
場所：西原町民陸上競技場

■ 集合場所
西原町民陸上競技場横の駐車場

今月は…６月12日(火)の開催です。

お問い合わせ　福祉部　健康推進課　☎ 945-4791

６月は西原町男女共同参画月間です！

男女共同参画パネル展示及び「わたしの男女共同参画」作品募集のお知らせ

今年度より施行された西原町男女共同参画条例（第19条）により、毎年6月を男女共同参画月間と定め、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを実施します。今年は条例制定を記念してパネル展示を以下のとおり開催します。また、「わたしの男女共同参画」をテーマに作品を広く募集し、町民の笑顔や想いがあふれる条例啓発パンフレットを作成します。

○西原町男女共同参画月間パネル展示
【期日】6月18日（月）～22日（金）
【場所】町役場玄関ロビー前

○「わたしの男女共同参画」作品募集
【募集期間】6月末日まで
【作品種類】詩、川柳、写真（結婚記念から日常の一枚まで）、イラスト、習字など
【優秀作品】厳正な審査の結果、秀逸な作品については、西原町男女共同参画条例啓発パンフレットへ掲載します。
【応募方法】出品者のお名前、住所、連絡先を明記のうえ、窓口、郵送、メール、ファックスなどで総務部企画財政課までお送りください。返却をご希望の方は窓口で返却します。
【応募先】総務部企画財政課男女共同参画係（担当、玉那覇）
〒903-0220　西原町字嘉手苅 112　☎945-5340　Fax 835-8166
メール　atsuya@town.nishihara.okinawa.jp

お問い合わせ　総務部企画財政課　男女共同参画係☎945-5340

西原町民の健診結果を見てみよう！

～知っていますか？西原町の現状とあなたの健診結果～

西原町で多かった検査値の異常はコレだ！　1･2･3！！

1位　エルディーエル
ＬＤＬコレステロール

別名、悪玉コレステロールとも言われています。(基準値…119mg/dl以下)基準値以上になると動脈硬化の危険性が高くなります。

2位　ヘモグロビンエーワンシー
ＨｂＡ１ｃ

過去1～2ヶ月の血糖値の平均を示しています。(基準値…5.1%以下)血糖値が高い状態が続くと血管が傷ついてしまいます。

3位　ビーエムアイ
ＢＭＩ

身長と体重のバランスをみたものです。

18.5 未満	22	25 以上
やせ	適正	肥満

あなたの検査値は大丈夫？気になる同年代の結果はコレだ！！　～年代別異常値の推移～

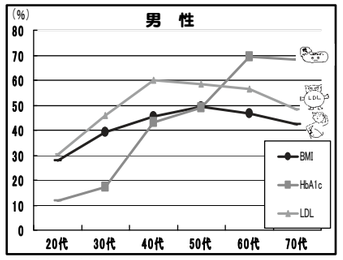

◆男性の特徴◆
・女性に比べ20代から肥満の割合が高く、それに加え年齢とともにLDL、HbA1cの異常率も高くなるため、脳血管疾患および心疾患のリスクが高くなる。

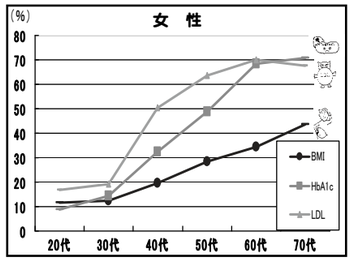

◆女性の特徴◆
・20～30代は異常値がある人は少ないが、40代以降にかけてHbA1cとLDLが急激に上昇している。

（平成23年度 西原町健診結果より作成）

生活習慣の乱れが大きな病気を引き起こす！

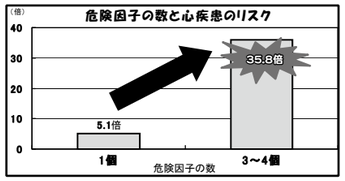

肥満、高血糖、高LDL、高血圧の４つの危険因子のうち、3つ以上当てはまると心筋梗塞などの心臓の病気を引き起こすリスクが高まります。
健診結果の異常は身体からの危険信号です。放っておくと大きな病気に繋がる危険性も…。
自分の身体がどんな状況にあるのか知るためにも、

１年に１回は健診を受けましょう。

6月の特定健診・長寿健診・がん検診の日程

受付時間：8:00～10:00

月　日	曜日	対象行政区	実施場所
6月 5日	火	坂田ハイツ	坂田ハイツ自治会事務所
6月13日	水	我謝	我謝公民館
6月17日	日	20代30代健診　（40歳以上の方は受診できません）	社会福祉センター
6月20日	水	上原	上原自治会コミュニティーセンター
6月28日	木	幸地・坂田高層住宅	幸地公民館

健康づくり推進員さん募集中！

健康づくり推進員とは？

健康づくり推進員とは、行政と一緒に地域において健康づくりのリーダーの役割を担うボランティアです。具体的な活動としては、健診受診の呼びかけや、町が行っている健康づくり事業への参加・協力を予定しています。

【募集対象】　・30歳から60歳代の健康な方　・町内在住者で、健康づくりや地域活動に関心がある方。
【受講期間】　平成24年7月～9月(全8回)　予定
【募集期間】　平成24年6月末日まで
【応募方法】　電話、または福祉部健康推進課の窓口で直接ご応募ください。

お問い合わせ　福祉部健康推進課 保健予防係　☎945-4791

保健師だより

「はみがきは じょうぶなからだの 第一歩」(「歯の衛生週間」標語)

歯の健康について

毎年6月4日は「む(6)し(4)」にちなんで「むし歯予防デー」となっており、6月4日から10日までの1週間は「歯の衛生週間」となっています。

みなさんは8020運動という言葉を聞いたことはありますか?『80歳まで自分の歯を20本以上保とう』という運動のことです。人が食べ物を噛み砕いておいしく食べるためには、20本の歯が必要だということが分かっています。生涯を通じて自分の歯で食べる楽しみを味わうためには、子どもの頃からのむし歯予防や歯周病予防が大切です。

【歯の働き】

(1)食べ物を噛む

歯の一番重要な役割。よい歯でよく噛むことが健康の第一歩です。ちなみに奥歯が1本なくなると、食べ物を噛み砕く力は約40%低下します。

(2)発音を助ける

歯がなかったり、歯並びが悪いと発音が不明瞭になります。

(3)顔の形や表情を整える

子どものときにむし歯が多かったり、歯並びが悪かったりすると大人になってからの顔の形や表情に影響を与えます。

この他にも、噛むことで顎の発育を促す、消化を助けるなど健康を助ける様々な働きがあります。

【西原町の子どもたちの現状】

下のグラフは西原町の1歳6か月児健診と3歳児健診での子どもたちのむし歯の有病率(むし歯がある子の割合)の推移を表したグラフです。

1歳6か月児健診の有病率は5%前後で県や全国平均とほとんど変わりませんが、3歳児健診になると平成22年では30.3%(3人に1人はむし歯がある状況)で全国との差が大きくなり、1歳6か月児健診と比べて有病率は約6倍に増えています。

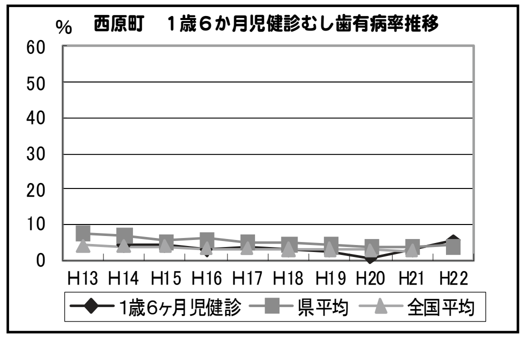

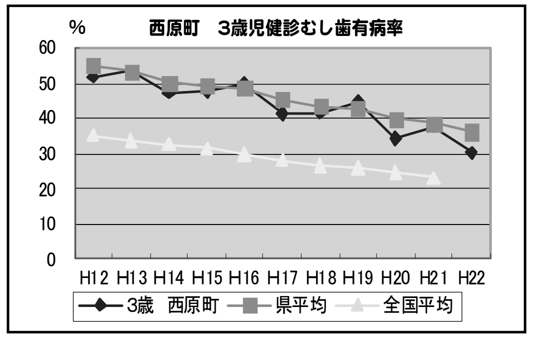

むし歯や歯周病予防には歯みがきが基本です。歯ブラシや歯間ブラシ、デンタルフロスなどを使用して丁寧に歯みがきし、歯の質を強化するフッ素やフッ素入り歯磨き剤などを利用すると予防に効果があります。

「歯の衛生週間」期間中は、役場のロビーでパネル展示も予定しています。歯の健康を考える機会として、ぜひご覧ください。

6月保健事業日程

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	使用室	受付時間
6/5	火	住民健診	坂田ハイツ	坂田ハイツ自治会事務所	字公民館	8:00 ～ 10:00
6/7	木	2歳児歯科健診	H21.12.1　～　H22.3.2	社会福祉センター	ホール・控室・大広間	13:30 ～ 15:00
6/12	火	あがりティーダウォーキングナイト	関心のある方	町陸上競技場		19:00 ～
6/13	水	住民健診	我謝	我謝公民館	字公民館	8:00 ～ 10:00
6/13	水	ベビースクールⅠ	H23.12.10　～　H24.2.2	中央公民館	調理・和室	13:30 ～
6/14	木	1歳半健診	H22.10.10　～　H22.10.31	社会福祉センター	ホール・控室・大広間	13:30 ～ 14:15
6/17	日	20代・30代健診	20代・30代の方	社会福祉センター	ホール・大広間	8:00 ～ 10:00
6/19	火	子宮頸がん・乳がん検診	子宮頸がん:20歳以上の方 乳がん:40歳以上で事前申込みをされた方	社会福祉センター	ホール・大広間	13:30 ～ 14:30
6/20	水	住民健診	上原	上原コミュニティセンター	字公民館	8:00 ～ 10:00
6/20	水	ベビースクールⅡ	H23.12.10　～　H24.2.2	社会福祉センター	大広間	13:30 ～
6/21	木	3歳児健診	H21.1.16　～　H21.2.15	社会福祉センター	ホール・控室・和室・幼児室・大広間	13:30 ～ 14:15
6/25	月	BCG	3ヶ月　～　6ヶ月未満	沖縄県総合保健協会		15:30 ～ 16:00
6/28	木	住民健診	幸地・県営坂田高層	幸地公民館	字公民館	8:00 ～ 10:00
6/28	木	ポリオ	3ヶ月　～　7歳半	町民体育館		13:45 ～ 15:00
6/28	木	ベビースクールⅢ	H23.12.10　～　H24.2.2	坂田児童館	プレイルーム	10:00 ～
7/4	水	子宮頸がん・乳がん検診	子宮頸がん:20歳以上の方 乳がん:40歳以上で事前申込みをされた方	社会福祉センター	ホール・大広間	13:30 ～ 14:30
7/9	月	住民健診	徳佐田・森川・与那城・棚原・千原	社会福祉センター	ホール・大広間	8:00 ～ 10:00
7/10	火	あがりティーダウォーキングナイト	関心のある方	町陸上競技場		19:00 ～

お知らせでーびる

沖縄県議会議員選挙「わったー島の未来に一票!」～復帰40周年みんなでつくる沖縄の明日～

平成24年6月10日(日)は、「沖縄県議会議員選挙」の投票日です。大切な1票です。投票に行きましょう!投票日の当日に用事などで投票できない人は、前もって投票することのできる期日前投票を利用しましょう。

○当日投票
期日　6月10日(日)
時間　7:00～20:00
場所　町内各投票所(送付された投票所入場券をご確認ください。)

○期日前投票(不在者投票)
期間　6月2日(土)～9日(土)
時間　8:30～20:00
場所　西原町役場 第5庁舎会議室

【問合せ】西原町選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会 ☎945・5011(内線112)

西原町臨時職員(保健師・助産師)の募集について

【資格】保健師・助産師資格、またはどちらかの資格をお持ちの方
【勤務内容】母子保健業務・地区訪問
【雇用期間】採用後1年以内
【就業時間】月曜～金曜、8:30～17:15
【問合せ】総務部総務課職員係 ☎945・5011(内線114)

西原町嘱託員(用地業務)の募集について

【資格】県内に住所を有し、高等学校卒業以上の学歴を有する者(要運転免許)。宅地建物取引主任者資格を有する者。
【採用期間】採用後1年以内
【受付及び提出書類】9:00～17:00(土日・祝日を除く)。自筆履歴書1通(写真を貼ったもの)と宅地建物取引主任者証の写しを提出してください。
【問合せ】総務部総務課職員係 ☎945・5011(内線114)

西原町学校支援地域本部運営委員会委員の公募について

学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的に、学校支援地域本部運営委員会を設置します。そこで、学校の教育活動支援に関心のある方を対象に、運営委員の一部を公募します。

【募集人員】若干名
【応募資格】西原町に住所を有する者及び、職場又は活動拠点を町内に有する者
【任期】1年
【応募方法】所定の応募用紙に記入の上、教育部生涯学習課に提出してください。
※応募用紙は教育部生涯学習課で配布します。
※応募多数の場合は書類選考します。
【応募締切】6月15日(金)
【決定通知】厳選なる審査の上、本人に通知します。
【問合せ】町教育委員会　教育部生涯学習課 ☎945・5036(内線521)

西原町男女共同参画審議会委員公募のお知らせ

平成24年4月1日より施行された西原町男女共同参画推進条例(第12条)により定められた、西原町の男女共同参画行政社会の実現に向けた施策についてを調査審議するための諮問機関である「西原町男女共同参画審議会」の委員として、町の男女共同参画社会の実現を目指すために協力いただける方を公募します。

【募集人員】若干名
【応募資格】西原町に住所を有する者及び、職場又は活動拠点を町内に有する者
【任期】2年
【応募方法】所定の応募用紙に記入の上、総務部企画財政課に提出してください。応募用紙は総務部企画財政課及びホームページで配布します。
【応募締切】6月22日(金)
【決定通知】厳選なる審査の上、本人に通知、応募多数の場合は書類選考します。
【連絡先】総務部企画財政課 ☎945・5340(内線241)

民間開発予定地等の不発弾等探査の要望者募集

【対象箇所条件】
・探査予定面積が、100㎡を超えること
・地主及び小作人が不発弾等探査・発掘に同意していること
【探査対象外】将来公共工事等が予定されている箇所や、急傾斜地等の探査難渋箇所、付近に住居等(構造物)が存在し、探査実施に影響がある箇所等。また、予算の範囲内で探査・発掘作業を実施するため、要望しても探査実施できないことがあります。
※沖縄県の事業として実施されるため、個人負担は一切ありません。
【要望書提出期限】6月8日(金)
【申込先】総務部総務課 ☎945・5011

第7回西原町長杯さわふじミックスダブルス大会のお知らせ

参加希望者は、大会要綱をテニスコートもしくは町民体育館でお受け取りください。

【日時】6月24日(日)
【会場】西原町営テニスコート
【主催】西原町テニス協会
【共催】西原町・西原町体育協会
【問合せ】西原町テニス協会 090・1943・1273

「第1回愛のりバスツアー～パワースポットで出会い・交流～」参加者募集

【日時】7月8日(日)12:30集合
【内容】バスツアー・懇談会
【参加資格】男女20歳～40歳未満(男性は西原町、中城村、北中城村在住。女性は県内在住。学生は除く。)
【参加費】男性5千円・女性3千円
【申込締切】6月25日(月)
【問合せ】西原町商工会青年部 ☎945・6136

●町内相談機関●

総合相談　日常生活のあらゆる相談
時間/午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
月/福祉相談　宮良律子
火/一般お悩み相談　諸見里美和
水/法律相談(午後1時～4時)　垣花豊順(弁護士)
木/消費生活相談　大城恵美
金/こども悩み相談　金城功恵
第1金/ひきこもり相談　サポートステーション那覇
問合せ/西原町社会福祉センター内総合相談所　☎835-8822　☎945-3651
※予約優先

窓口相談　何でも相談
第1・第3火曜日
午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
相談員　上木律子
問合せ/総務部企画財政課　☎945-5340

教育相談　不登校生徒及び保護者への支援、助言
月～金　午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)
相談員/与那嶺 力、屋比久 薫、佐久川弥生
問合せ/教育委員会相談室　☎944-3603

行政相談　行政に対しての苦情や要望
行政相談委員/平良ヨシ江、大城　恵子
基本は随時、但し、第4火曜は巡回相談:午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
問合せ/総務部企画財政課　☎945-5340
※春の行政相談、開催中。

人権相談　人権に関する相談
随時　相談員/安里政雄、知花 正、當眞信子
問合せ/総務部総務課　☎945-5011
※要電話受付

法律相談　弁護士による法律に関する相談
第3火曜日 午後2時～5時半
相談員/永吉盛元
問合せ/総務部総務課　☎945-5011
※要事前予約

精神障害者相談　精神的悩みの相談
月火木金:午前9～12時、午後2～6時
水・土:午前9～12時
医師/城間政州
問合せ/城間医院　☎945-4551

地域包括支援センター　高齢者に関する相談
随時　相談員/玉城、与那嶺、新垣
問合せ/西原敬愛園内　☎882-0117

事務所移転しました!
借金問題、相続、遺言、後見人等お気軽にご相談ください。(予約制)
(借金問題は初回相談無料です。)
きゃん 司法書士 土地家屋調査士 事務所
完全個室の相談ブース完備。秘密厳守でゆったりとした相談ができます!
代表司法書士　喜屋武　力
与那原町字東浜23番地2　TEL 882-8177　フリーダイヤル 0120-36-7930
営業時間 平日AM9:00～PM6:00

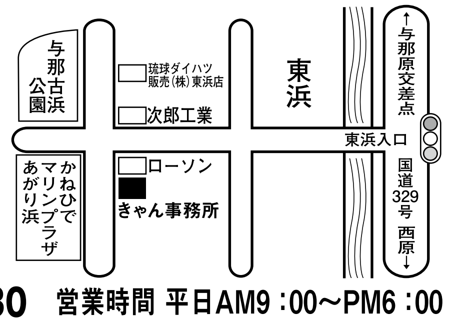

図書館だより

第92号 西原町立図書館

TEL.944-4996 FAX.944-4997
http://library.town.nishihara.okinawa.jp/
Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp

図書館カレンダー

Jun 6月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

開館日
【火～金】
午前10時～午後7時
【土・日】
午前10時～午後5時
　は休館日です。

休館日
毎週月曜日
館内整理日（第3木曜日）
慰霊の日（23日）

上里健次さん写真展・講演会

写真展　6月26日（火）～7月8日（日）
講演会　6月30日（土）14：00～16：00

珍しくて素敵な「ハチドリのホバリング」に関する講演会です。興味のある方はぜひどうぞ。

平和月間関連企画 第28回図書館主催講演会

～「平和への対話をしでぃる（生み出す）」～

日時：6月24日（日）14：00～16：00
場所：西原町立図書館2階集会室
講師：上原明子氏（沖縄キリスト教短期大学教授）
入場：無料
※ 約40分の「しでぃる」という美しい映像作品の鑑賞を交えつつ、平和と向き合う講演会です。平和とは何か？ということを考えるよい機会になればと思います。

講師プロフィール
［研究職歴等］
沖縄キリスト教短期大学・学院大学入試部長2007-
沖縄キリスト教短期大学総合教育系教授2009-
［専門分野］　日本語学、日本語教育、朗読教育
※ 西原町立図書館協議会委員長を2008年から努め、現在に至る。その他、沖縄県子ども読書推進協議会会長（2010-2011）、西原町子ども読書推進活動推進計画策定委員長、「ことばの響きとリズム」ワークショップ開催（2005-）、「自由への読書（読書会・読み愛・群読等）」実践ワークショップ開催（2010-）、子どもと若者の藝術活動支援プロジェクト「演劇塾月ぬ美しゃ」主宰（2006-）、沖縄藝術教育研究会あやはべる事務局長（2009-）なども努めている。

慰霊の日関連資料展

開催日 6月15日（金）～6月30日（土）
資料展数　約200点

毎年開催している資料展です。今一度、沖縄戦とは何か？を振り返る機会にしてみてはいかがでしょうか。200点ほどの資料を準備して展示、貸出を行います。ぜひご覧ください。

沖縄本土復帰40周年関連資料展

6月10日まで開催中！！

定期行事

紙芝居（毎月第1、第3土曜日）		日時：6月2日、16日　午前11時 場所：おはなしのへや
おはなし会（毎月第2、第4日曜日）		日時：6月10日、24日　午後3時 場所：おはなしのへや
英語絵本読み聞かせ（毎月第2、第4日曜日）		日時：6月10日、24日　午前11時 場所：おはなしのへや
上映会（毎月第3日曜日）		日時：6月17日　午前11時 場所：2階集会室　上映作品「おかあさんの木」

生涯学習だより

生涯学習のマスコット「マナビイ」

平成24年6月1日　第194号

生涯学習課 TEL.098-945-5036
中央公民館 TEL.098-945-3657
町民体育館 TEL.098-945-8095
坂田児童館 TEL.098-944-6308
西原児童館 TEL.098-945-4393
西原東児童館 TEL.098-944-0976

3世代の島言葉による史跡めぐり

子どもたちと交流しながら島言葉を通じて史跡巡りを行い、町内マップを作成します。

- 開級式：7月1日（日）午前9時00分 内間御
  第1回：7月1日（日）内間御殿周辺の散策
  第2回：7月29日（日）内間御殿から尚円王の歩いた足跡をたどる
  第3回：8月26日（日）幸地城・棚原城・ノロ殿内等町内の散策
- 対　象：親子3世代（各世代1名）
- 定　員：10組30名
- 費　用：無料
- 申　込：6月22日（金）締切
- 問合せ：教育部生涯学習課
- 連絡先：文化財係（TEL. 945-5036）

町青年協議会総会

町青年協議会の第6回総会が、5月13日（日）に町商工会で開催され、昨年度に引き続き、西原ハイツ青年会の屋嘉部景介氏が会長に就任しました。

（今年度は青年祭などを企画しています！）

町青少年健全育成協議会総会

5月15日（火）に町役場で平成24年度総会を開催し、約50名が参加しました。
（全ての町民には、青少年の深夜のはいかいを防止する努力義務があります！）

中央公民館講座の受講生募集

☆町内戦跡講座～西原の沖縄戦を学ぶ～

開　催：6月27日（水）～7月25日（水）　毎週水曜14時～16時
対　象：西原町在住者または在勤者（25名）
受講料：無料　　場　所：町中央公民館・戦跡地巡り
申　込：6月8日（金）～6月18日（月）

☆文教のまち学園（健康で生きがいのある毎日を送ろう）

期間：7月10日（火）～11月20日（火）　第2・第4火曜日
場所：町中央公民館・歌碑巡り・他　10時～12時
受講料：資料代・バス賃等を徴収します。
対象：概ね60歳以上の西原町在住者または在勤者（50名）
申込：6月11日（月）～6月25日（月）

☆初歩三線講座～さんしんの初歩を学ぶ～

期間：7月7日（土）～9月8日（土）　毎週土曜日14時～16時
対象：西原町在住者または在勤者（20人）※さんしん持参
申込：6月14日（木）～6月25日（月）

申込・問合せ：町中央公民館　☎945-3657

町民体育館からのお知らせ

上原区が大会3連覇達成!!

第10回西原町各区対抗ゴルフ大会結果

開催日：4月29日（日）
会　場：沖縄カントリークラブ

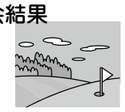

個人の部

順　位	名　前	自治区	スコア
優　勝	石　川　栄　二	与那城区	74
準優勝	与那嶺　善　信	幸　地　区	77
第3位	大　城　秀　三	小那覇区	77

団体の部

順　位	自治区	スコア
優　勝	上　原	327
準優勝	小那覇	330
第3位	兼　久	333

※下記事業のお問い合わせは、①～③は坂田児童館、④～⑥は西原児童館、⑦～⑨は西原東児童館へ。

事　業	日　時	備　考
①　館内消毒	2日（土）終日	終日閉館
②　ぬりえコンテスト	4日（月）～9日（土）	
③　父の日製作	15日（金）15：30～	要申込　参加費：実費
④　親子リトミック	6日（水）10：30～11：30	対象：乳幼児の親子　軽装で来てください
⑤　父の日製作	16日（土）14：00～16：00	要申込　材料代：50円
⑥　3館合同文化講座「子どものヘアーカット」	26日（火）10：00～12：00	カットさせたい方は要申込　詳細は児童館まで
⑦　父の日製作	9日（土）14：00～15：00	要申込　参加費：100円
⑧　さわふじ交流会（ドッヂボール大会）	16日（土）14：00～16：00	要申込
⑨　平和音楽祭　出演：大型紙芝居	23日（土）18：00	みんなで見に来てね!!